

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の改定

(下線部分改正)

2022年4月15日改定

新	旧
<p>附 則</p> <p>この約款は、<u>2022年4月15日</u>より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、<u>2022年4月1日</u>より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、<u>2023年1月1日</u>より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替え、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p>	<p>附 則</p> <p>この約款は、<u>2021年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>

以上